

＜行政の対応＞

268 事業主・722 事業所が宣言

——医療・介護・保育分野適合紹介事業者の掲載状況

厚生労働省は11月10日、人材サービス総合サイトに表示している「医療・介護・保育分野適合紹介事業者」の掲載状況を発表した。同日時点で、268事業主・722事業所が掲載されている。

就職者の早期離職を背景に実施

医療・介護・保育分野では、人材確保が困難なことや、紹介された就職者の早期離職が指摘されている。そのため、厚生労働省は職業安定法および職業安定法に基づく指針を遵守していく職業紹介事業者の見える化の取り組みとして、今年1月に「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」を創設した。

職業紹介事業者がこの宣言をするには、①厚生労働省が運営する人材サー

ビス総合サイトに、自社の紹介実績等の情報を入力または登録している②指針に規定されている内容を踏まえた業務運営をしている③宣言書提出時点において、都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていない、または過去に受けた是正指導については是正済みである——が必要となる。

このうち1点目については、①各年度に就職した者の数②上記①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者の数③上記②のうち、就職から6カ月以内に解雇以外の理由で離職した者の数④上記②のうち、就職から6カ月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数⑤手数料に関する事項⑥返戻金制度の導入の有無および導入している場合はその内容一

一の六つが必要となる。

2点目については、①自らの紹介により就職した者（無期雇用に限る）に対し、就職した日から2年間、転職の勧奨を行っていない②求人者から徴収する手数料に関する返戻金制度を設けている③求職者および求人者双方に対して、求職者または求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しており、返戻金制度に関する事項について明示している④求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」など）を提供していない——の四つが求められる。

宣言を行った事業者数は、今年3月9日時点では92事業主・293事業所に留まっていたが、11月10日時点では268事業主・722事業所に増えている。

7割強が人材確保のために民間職業紹介事業所を利用——厚労省調査

厚生労働省は昨年、職業安定法の施行状況の把握等を目的に、特に人材不足が顕著な医療、介護分野の「職業紹介事業に関するアンケート調査」を実施した。

介護分野に関わる結果を見ると、介護施設等が民間職業紹介事業所を利用する理由（三つまでの複数回答）で最も多かったのは、「ハローワークやナースセンターなど他の採用経路では、人材が確保できなかったため」の73.7%。次いで、「確実に求職者を紹介してもらえるため」が33.3%、「民間職業紹介事業者からの営業活動があったため」が31.3%、「迅速に求職者を確保することができる」が31.0%などとなっている。

採用1件あたりの職業紹介事業者に支払った手数料額の平均は、介護支援専門員が64万2,000円、介護職員が50万1,000円、看護職員が71万円、リハビリ専門職が78万3,000円となっている。

紹介手数料等が経営に与える影響については、70.4%が「経営上負担となっており、手数料等は、高いと考える」と回答している。

半年以内の離職状況は、介護支援専門員、介護職員、看護職員では、民間職業紹介事業者を経由した場合の方が、それ以外を経由した場合よりも高くなっている。一方でリハビリ専門職については、民間職業紹介事業者を経由した場合の方が、それ以外を経由した場合よりも低くなっている。

民間職業紹介事業者経由での採用におけるトラブル（三つまでの複数回答）では、「入職してから、求める能力や適性を備えていないことがわかった」が最も多く21.4%。次いで「すぐに辞めてしまった」が18.7%となっている。

民間職業紹介事業者に対する要望（三つまでの複数回答）では、「紹介手数料の金額を下げしてほしい」が61.5%、次いで「入職後、きちんと定着してくれる人を紹介してほしい」が55.1%、「経験やスキルなどの条件に合った求職者を紹介してほしい」が30.5%などとなっている。

（調査部）